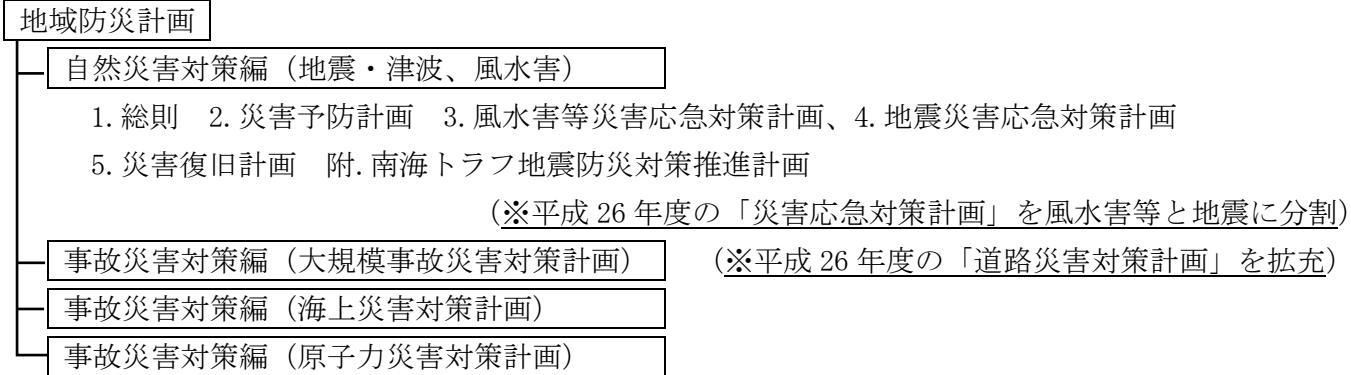


## 南あわじ市地域防災計画(平成 30 年度案)の主な修正内容

**趣旨：** 近年の災害を踏まえた国の防災基本計画や、兵庫県の地域防災計画等の修正を踏まえ、前回平成 26 年度修正の本市の地域防災計画を修正する。災害対策本部体制を大規模災害に備え、更に迅速かつ的確に対応できるよう改めると共に、計画の活用しやすさにも配慮し記載や構成など全面修正を行う。

### 南あわじ市地域防災計画（平成 30 年度案）の構成



### 1 災害対策本部体制の充実・強化

(1) 災害対策本部員 …………… H30:自然 3-2-11、自然 4-2-11、H26:p. 109

- 平成 30 年 4 月の市の組織改正を反映
- 「淡路広域消防事務組合南淡分署長」及び「淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長」を追加

#### 【修正案】

本部長	副本部長	本部員（計17名）	
市長	副市長	教育長 総務企画部長 総務企画部付部長(企画担当) 危機管理部長 市民福祉部長 産業建設部長 教育次長 議会事務局長	市民福祉部副部長(福祉担当) 産業建設部副部長(産業担当) 産業建設部副部長(建設担当) 会計管理者 消防団長 消防団選任副団長（2名） 淡路広域消防事務組合南淡分署長 淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長

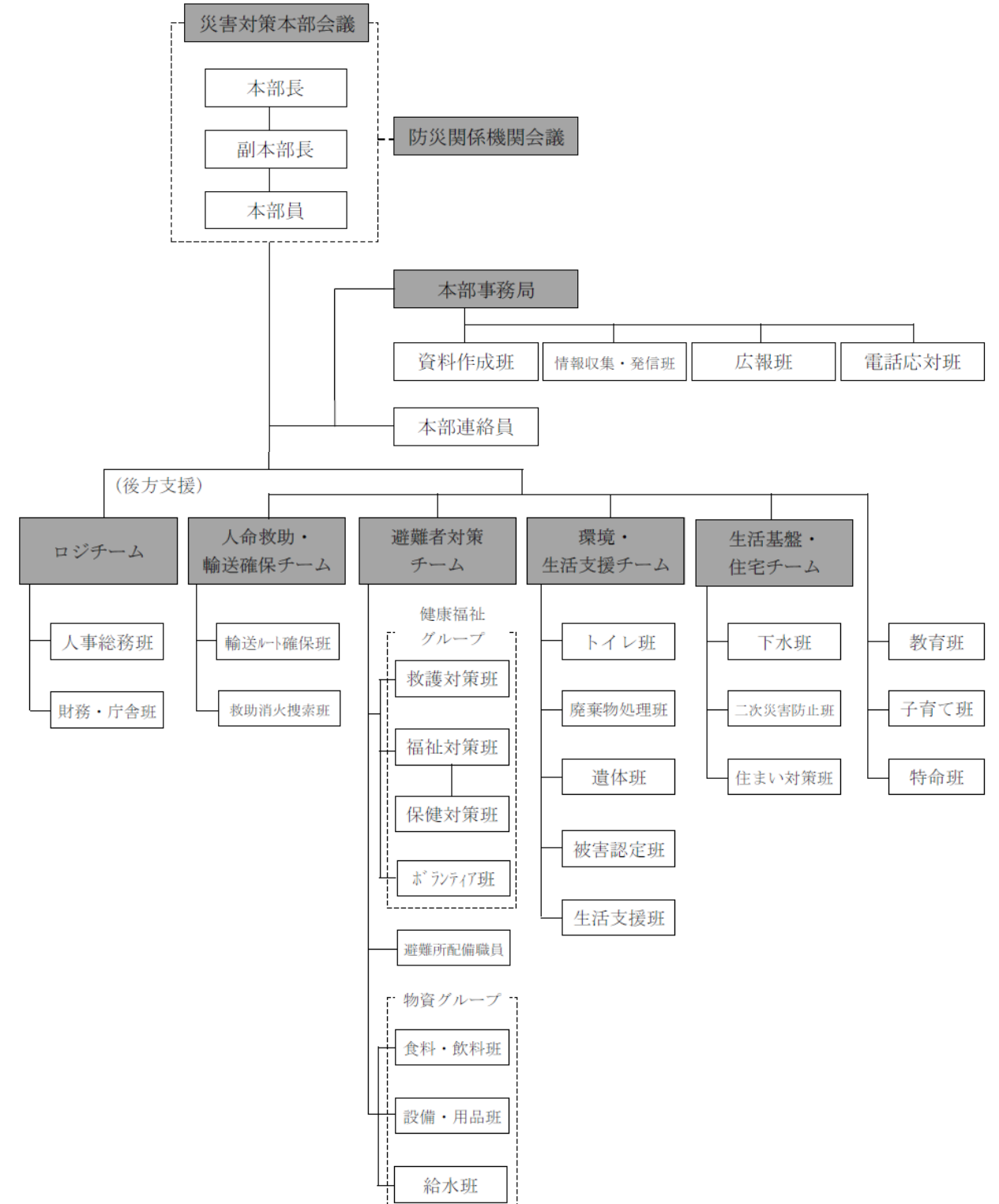
#### 【H26 年度版】

本部長	副本部長	本部員		
市長	副市長	教育長 議会事務局長 危機管理部長 企画部長 総務部長	市民部長 福祉部長 農商部長 建設部長 会計管理者	教育次長 危機管理課長 消防団長 消防団選任副団長

(2) 災害対策本部体制…………… H30:自然 1-0-5、自然 3-2-13、自然 4-2-13、H26:p. 110

- 平時の組織がベースの体制から、大規模災害時を想定し、市が災害時に行う業務一覧をベースとした 27 の機能別の班体制に再編成。災害対応の全体像を示すと共に、班毎に主管課を設定し、災害時の業務を明確化
- 関連の大きな班はチーム制とし、「ロジチーム」、「人命救助・輸送確保チーム」、「避難者対策チーム」、「環境・生活支援チーム」、「生活基盤・住宅チーム」を設置
- 洲本健康福祉事務所等による「淡路圏域災害時保健活動ガイドライン」との整合を図り、同一の班体制とする（健康福祉グループ）
- 所管の多い本部員を支援するために「本部連絡員」を設置

#### 【修正案】



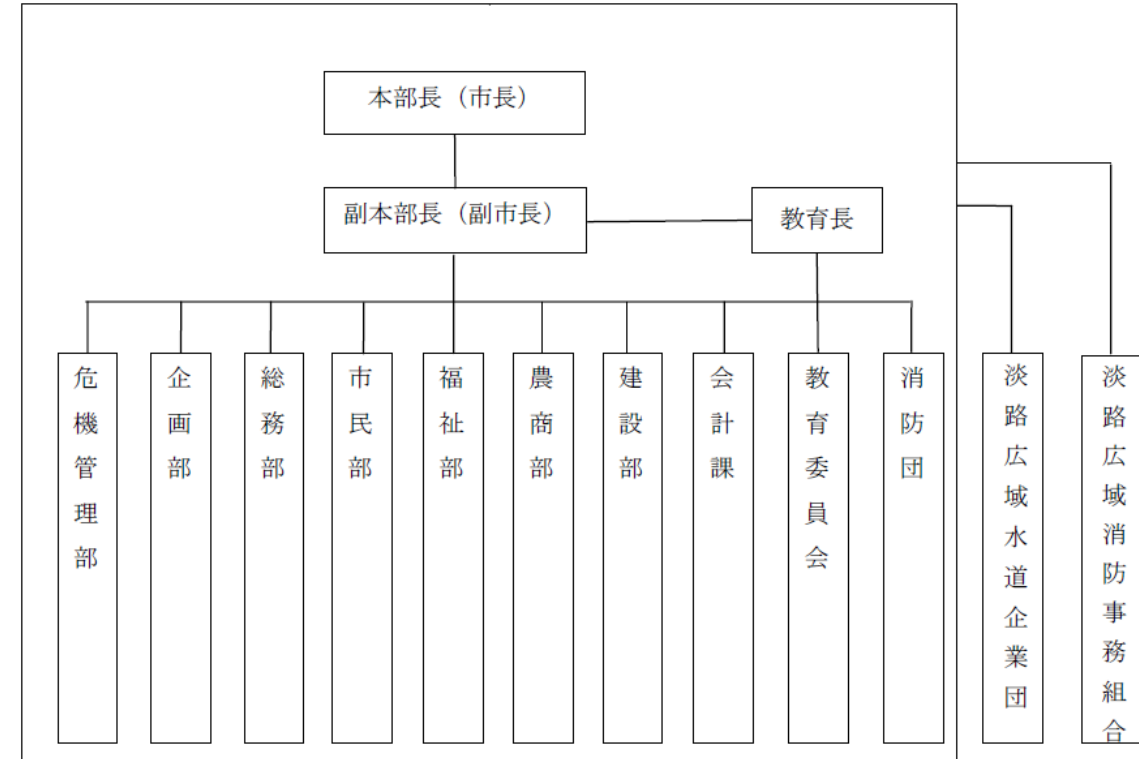
部名	機関名	資料作成班	情報収集・発信班	広報班	電話応対班	人事総務班	財務・庁舎班	輸送ルート確保班	救助消火搜索班	福祉対策班	保健対策班	ボランティア班	避難所配備職員	食料・飲料班	設備・用品班	給水班	トイレ班	廃棄物処理班	遺体班	被害認定班	生活支援班	下水班	二次災害防止班	住まい対策班	教育班	子育て班	特命班
総務課						●																					
財務課							●																				
広報情報課			●																								
ふるさと創生課																											●
市民協働課																											●
危機管理課		●	●						●				●	○	○												
総合窓口センター																	○	○	○								
税務課																					●						
環境課															○		●	●	●								
福祉課										●		●									●						
子育てゆめるん課										○																●	
長寿・保険課										●																	
健康課									●		●																
商工観光課															●												
農林振興課														●													
食の拠点推進課														●													
水産振興課								○																			●
農地整備課																							●				
建設課							●																●	●			
下水道課																						●					
会計課						●																					
教育総務課													○													●	
学校教育課													○													●	
社会教育課													○													●	
体育青少年課													○													●	
選挙管理委員会																											●
農業委員会事務局																											●
診療所									○																		
保育所・こども園・幼稚園																										○	
小中学校													○													●	
給食センター														○													
消防団									●																		
淡路広域消防事務組合									●																		
淡路広域水道企業団																●											

● 主管課、主管機関

○ 関連課、関連機関

※ 表に入っていない課等については、本部長の指示に従い、随時災害対応業務にあたる。

【H26 年度版】



## 2 自然災害対策編（地震・津波、風水害）

### (1) 災害予防計画

① 水防法及び土砂災害防止法の改正による要援護者利用施設の記載…………… H30: 自然 2-2-67、自然 2-2-69

- 平成 29 年の法改正を踏まえ、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要援護者(配慮者)利用施設の名称及び所在地を記載。施設管理者等には、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけとなる
- 洪水浸水想定には平成 30 年兵庫県発表の想定最大規模を活用  
浸水想定区域内：計 6 施設 土砂災害警戒区域内：計 11 施設

② 避難所等の精査…………… H30: 自然 2-2-28～32、H26: 資料 p. 9～13

- 指定緊急避難場所：「福良三角公園」を土砂災害時適地から削除
- 指定避難所：風水害時の拠点避難所から「三原志知公民館」を削除。「市地区公民館」を削除し、広域避難所扱いへ変更  
地震時の拠点避難所から「市地区公民館」(1977 年築)を削除
- 津波避難ビル：「ふるさと活性化センター(なないろ館)」を削除

- ③ 災害対策本部を設置する庁舎の代替庁舎の特定…………… H30:自然 2-2-13
  - ・ 何らかの事由で本庁舎が使用できなくなった場合は、市役所第 1 別館、第 2 別館を使用

- ④ デジタル防災行政無線の記載…………… H30:自然 2-2-14 ほか
  - ・ 新たに整備した情報伝達手段である防災行政無線について追加

(2) 応急対策計画（風水害等、地震の双方）

- ① 風水害等編と地震編への分割編集…………… 応急対策計画全体
  - ・ H26 年度版では風水害と地震対応を 1 つの編としていたが、特に初動部分での円滑な運用を図るため、「風水害等災害応急対策計画」と「地震災害応急対策計画」の 2 編に分割編集

- ② 災害対策本部体制の見直しに伴う修正…………… 応急対策計画全体
  - ・ 27 班体制に基づく記述に修正

- ③ 気象警報等の発表基準の更新…………… H30:自然 3-2-23～24、H26:p. 128～129
  - ・ 気象台による警報等の発表基準について、平成 29 年に行われた表面雨量指数や流域雨量指数などを使用した最新のものに更新

- ④ 市長の職務権限代行順位の整理…………… H30:自然 3-2-10、自然 4-2-10、H26:p. 109
  - ・ 「南あわじ市長の職務を代理する職員の順序を定める規則(平成 17 年 1 月 11 日規則第 4 号)」との整合を図る

【修正案】

- ①副市長 ②総務企画部長

【H26 年度版】

- ①副市長 ②教育長 ③危機管理部長

- ⑤ 道路管理者等自らによる放置車両対策等…………… H30:自然 3-3-133、自然 4-3-134
  - ・ 災害対策基本法の改正を踏まえ、緊急通行車両の通行を確保するために必要がある場合、道路管理者等（道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者）は放置車両等の所有者等に対し、車両等の移動や土地の一時使用などの必要な措置を命じ、又は措置を実施することを記載

- ⑥ 避難勧告等の発令基準の記載・見直し…………… H30:自然 3-3-73～76、自然 4-3-78、H26:p. 301
  - ・ 洪水、土砂災害、高潮について、別途「風水害時避難勧告等実施要領」により運用していたものを記載
  - ・ 津波について、「南海トラフ地震防災対策推進計画」から応急対策計画に記載を移動。また、発令基準及び対象地域について修正

【修正案】

	洪水	土砂災害	高潮	津波
避難準備情報（高齢者等避難開始）	避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 掃守水位局（水位 1.70m）	兵庫県地域別土砂災害危険度において、「2時間後に土砂災害警戒基準を超過すると予測されるエリア」（黄色表示）	高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合	—
避難勧告	氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 掃守水位局（水位 2.10m）	同「1時間後に土砂災害警戒基準を超過すると予測されるエリア」（橙色表示）または、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化などの前兆現象が発見された場合	高潮警報あるいは高潮特別警報が発表され、警戒潮位を超えると予想される場合	—
避難指示（緊急）	決壊や越水のおそれが高まった場合や、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	同「現在、土砂災害警戒基準を超過しているエリア」（赤色表示）または、土砂移動現象、山鳴り、流木の流出などの前兆現象が確認された場合	海岸堤防等が倒壊した場合や潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合	津波注意報発表 対象:海岸付近にいる者  津波警報・大津波警報発表、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた時で市長が避難の必要を認める時 対象:津波浸水想定域

【H26 年度版】

	津波
避難勧告	津波注意報発表 対象:海岸堤防等より海側の地域
避難指示	津波警報発表 対象:高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域  大津波警報発表 対象:最大クラスの津波により浸水が想定される地域  強い揺れあるいは長い揺れを感じた場合

⑦ 災害対応関係チームに関する記載の追加

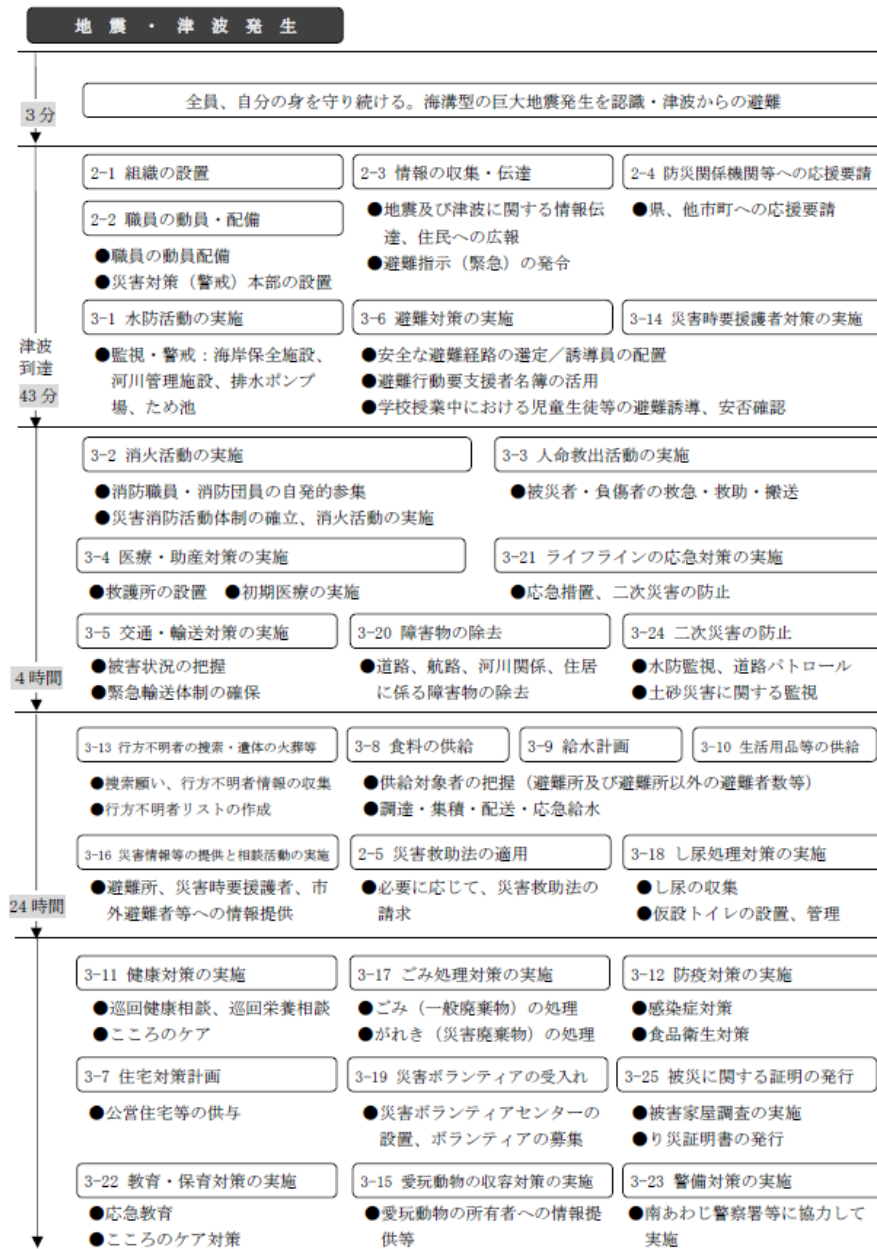
- ・ D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team：こころのケアチーム）…………… H30:自然 3-3-105、自然 4-3-106  
（被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援）
- ・ D H E A T（Disaster Health Emergency Assistance Team：災害時健康危機管理支援チーム）…………… H30:自然 3-3-59、自然 4-3-64  
（災害時保健医療に関し、健康危機管理組織の指揮調整機能を支援。兵庫県地域防災計画の修正後、詳細を記載予定）

⑧ 既存マニュアル・計画等との整合配慮

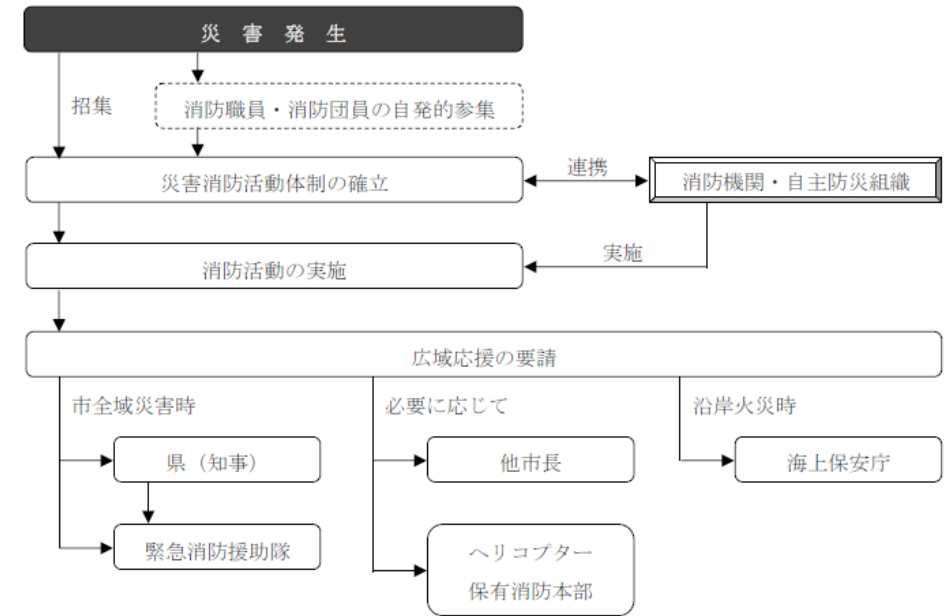
- 兵庫県淡路県民局による「淡路圏域地域災害救急医療マニュアル」 …… H30:自然 3-3-59、自然 4-3-64
- 南あわじ市による「災害廃棄物処理計画」 …… H30:自然 3-3-124、自然 3-3-126、自然 4-3-125、自然 4-3-127
- 南あわじ市社会福祉協議会による「災害救援マニュアル」 …… H30:自然 3-3-127、自然 4-3-128

⑨ 使いやすさの改善（フローチャートの導入） …… H30:自然 3-1-8、自然 4-1-8 ほか応急対策計画全体

- どの項目がいつの時期に該当するかを示す応急対策計画編全体のフロー図を作成
- 各項目のフローチャート図を作成



応急対策計画編全体のフロー図



(3) 災害復旧計画

- ① 災害対策本部体制の見直しに伴う修正 …… 災害復旧計画全体
  - 27 班体制に基づく記述に修正

(4) 南海トラフ地震防災対策推進計画

- ① 国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検・道路啓開について記載 …… H30:自然附-4-34
  - 平成 27 年に国が公表した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(具体計画)を踏まえ、道路管理者は、同計画に定める緊急輸送ルートの点検・道路啓開を行う
  - 市内の具体的なルート等については、「兵庫県緊急輸送道路ネットワーク等策定協議会 南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング」の申し合わせによる
- ② 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応の追加 …… H30:自然附-8-46~51
  - 平成 29 年から気象庁が運用を開始した「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」発表時における、前兆現象に応じた対応を追加
  - どの場合においても、被害が発生するなどして災害対策本部を設置する場合以外は、災害警戒本部を設置し、日頃からの地震・津波への備えを再確認し、住民への広報等を実施
  - 国が、臨時情報に関する防災対応のガイドラインを策定予定であり、示された後に対応方針を再検討

臨時情報発表に関する前兆現象	当面の考え方及び対応
南海トラフ想定震源域における西側半割れ (M8級)	いわゆる「南海地震」が発生した状況であり、発生直後に「淡路島南部 (=南あわじ市沿岸)」に大津波警報が発表され、臨時情報を待つことなく、避難を開始。 本市に地震・津波による大規模被害発生の可能性あり。 避難解除の時期は、津波警報等の動向や被害の状況を見極め判断。
〃 東側半割れ (M8級)	いわゆる「東海地震」や「東南海地震」が発生した状況であり、発生直後に「淡路島南部 (=南あわじ市沿岸)」にも大津波警報が発表されると想定され、臨時情報を待つことなく、避難を開始。 本市に地震・津波による被害発生の可能性あり。 避難解除の時期は、津波警報等の動向や被害の状況を見極め判断。
〃 一部割れ (M7級)	津波注警報の発表に応じ、避難を開始。 発生場所次第で、本市に地震・津波による被害発生の可能性あり。 避難解除の時期は、津波注警報解除後。
〃 ゆっくりすべり (地震動を感じず、津波も発生しない※)	避難なし。 本市に地震・津波による被害なし。
上記全てについて の共通事項	被害が発生するなどして災害対策本部を設置する場合以外は、災害警戒本部を設置し、日頃からの地震・津波への備えを再確認し、住民への広報等を実施。

※東海地震予知情報の判定基準とされていたようなプレート境界面でのゆっくりすべりや、これまでに観測されることがないような大きなゆっくりすべりなど

② 専門用語等や各事案の概要記載の充実…………… H30:事原 1-1-4~12、事原 1-1-18~26、H26:p. 438、p. 444~448

- ・ 原子力災害特有の定義や用語について解説を充実
- ・ 原子力災害に関する 4 事案である「放射性同位元素等の輸送」、「放射性同位元素取扱事業所」(南あわじ市内に該当事業所なし)、「放射性物質の不法投棄等」、「原子力施設」(兵庫県内に原子力施設なし) について概要の記載を充実

③ 京都府からの広域避難に関する記載の充実…………… H30:事原 3-4-82~84、H26:p. 502~505

- ・ 関西広域連合策定の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(H26)では、福井エリアの原子力施設で原子力災害が発生した場合について、南あわじ市は京都府南丹市からの広域避難先となっており、記載を充実

<参考>

災害対応マニュアルの整備

- ・ 地域防災計画による班体制の整備に合わせ、各業務の災害対応マニュアルを別途作成中。

3 事故災害対策編 (大規模事故災害対策計画)

① 航空機の墜落等による航空災害の追加…………… 大規模事故災害対策計画全体

- ・ 従来の道路災害の記述に加え、航空機の墜落等の航空災害に関する記述を追加

② 関係機関の組織改正に伴う修正等…………… 大規模事故災害対策計画全体

4 事故災害対策編 (海上災害対策計画)

① 関係機関の組織改正に伴う修正等…………… 海上災害対策計画全体

5 事故災害対策編 (原子力災害対策計画)

① 兵庫県地域防災計画 (原子力等防災計画) の反映…………… 原子力災害対策計画全体

- ・ 平成 28 年に県外の原子力施設における事故への対応を盛り込み大規模修正が行われた兵庫県地域防災計画 (原子力等防災計画) (平成 29 年にも一部修正) の内容を反映